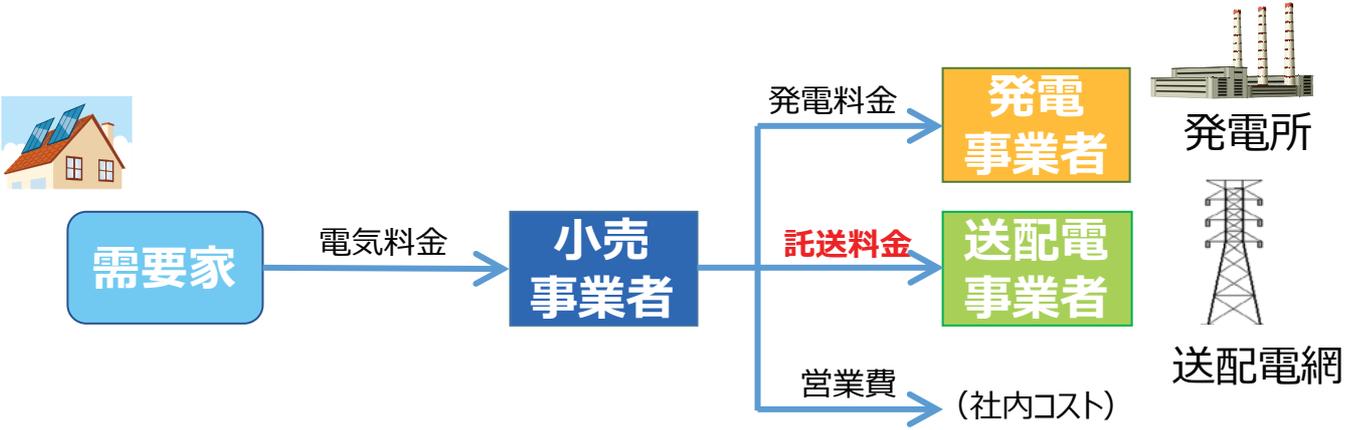


# 電気料金の構造

- 小売電気事業者は、需要家から電気料金を受け取る一方、発電事業者に「電気をつくる」ための費用(発電料金)を、送配電事業者に「電気を運ぶ」ための費用(託送料金)を払い、残りを「電気を売る」ための費用(営業費)と利潤に充てている。
- 託送料金は家庭向け電気料金の3~4割程度。

## 小売電気事業者から見たお金の流れ



電気料金	発電料金	←家庭向け電気料金の3~4割程度 送配電部門の人件費や送配電設備に係る修繕費、減価償却費など
	託送料金	
	営業費	
	利潤	

※経済産業省電力取引等監視委員会「電力小売の全面自由化について」(28年2月から)作成